

【厚生労働大臣の定める掲示事項】（令和7年12月1日現在）

【I 入院基本料について】

当院は「急性期一般入院料1」の届出を行っております。

【II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について】

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

【III 地域医療支援病院について】

当院は、地域における医療の確保のために必要な連携・支援に関する要件を満たし、平成15年11月25日付けで山形県知事から「地域医療支援病院」の承認を受けております。

【IV DPC対象病院について】

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“DPC対象病院”となっております。

※医療機関別係数 1.5422

（内訳：「基礎係数：1.0451」+「機能評価係数I：0.4032」+「機能評価係数II：0.0939」）

【V 入院時食事療養費について】

入院時食事療養（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）適温にて提供しております。またあらかじめ定められた日に、患者さまに対して提示する複数のメニューから、お好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しております。